



追納は10年前まで遡り行うことが出来ますが、3年前分からは当時の保険料に加算額(つまり利子の様なもの)が追加されており、毎年追納額は増えていきます。

### ●西尾の解説

じゃあ、いざ、追納となった場合、いくら払うことになるかという...

例えば、平成15年度当時の保険料は月当たり13300円でしたが、現在追納するときは、13970円の納付が必要になります。

列挙すると以下ようになります。

平成20年度は次のようになっています。

	当時の保険料		追納額
平成13年度	¥13,300	→	¥14,740
平成14年度	¥13,300	→	¥14,180
平成15年度	¥13,300	→	¥13,970
平成16年度	¥13,300	→	¥13,770
平成17年度	¥13,300	→	¥13,810

平成18年度、平成19年度の保険料を支払う場合加算額はなく、当時の保険料額そのままの¥13,860, ¥14,100がそれぞれ追納額となります。

加算額は毎年上がりますが、平成19年度の追納額と比較しますと、月単位で約240円加算額が増えています。

追納は、社会人になってちょっとゆとりができたなら早く払ってしまうほうがお得！というわけです。

社会人になって、3, 4年目が一番ゆとりがあるときかも知れません。5, 6年すると、結婚、子育て等など、出費がかさむ人生の一大イベントが待っていることが多いです。

是非是非、貯金と追納はなるべく早くスタートしましょう！

---

### ★トピックス～今、後期高齢者は～

これは、友人のお母様の話です。

\*メルマガに書かせていただくことはご了解いただいています。

友人の母、敏子さん、89歳。かくしゃくと自立しています。40代半ばで、夫を病で失い、その後遺族厚生年金を受給しつつ会社員として働き、姑に仕え、友人を女手ひとつで育て上げました。

今、敏子さんは自分の老齢厚生年金と遺族厚生年金を受給しています。後期高齢者医療制度がスタートする前から、年金額の関係で子供の健保の被扶養家族ではなく、自分で国民健康保険に加入していました。

敏子さんが住んでいるのは政令都市ではない、地方の市町村です。しかし、高齢者に対する配慮のある地方自治体で、国民健保の保険料はこれまで月々800円程度でした。

しかし、この4月15日、振り込まれた年金を銀行の通帳で確認してびっくり仰天！なんと、介護保険も込みで保険料が5,600円も引かれていたのです。

月800円→月2,800円  
3倍以上のアップです。

厚生大臣は、7,8割の人は安くなるって言ったのに...

敏子さん、子供に迷惑は掛けたくないから、自分の健康は自分で守る！と  
ホームドクターに月1で通い、健康のため食事にも気をつけています。

医療費と食費と義理は欠くことができないので、好きな苺とお花(仏様用です)  
を買うのを少し控えなくちゃ、と笑っていたそうです。

高齢者に好きなものを諦めさせる制度改革、考えさせられます。

~~~~~編集後記~~~~~

自己PRになって恐縮でもあり、  
遅すぎる！とお叱りもいただきそうなのですが、  
玉川ぞい桜並木と地蔵禅院の枝垂れ桜を  
私のブログ「西尾雅枝の社労士日記」に  
アップいたしました。  
お暇な方は、ぜひご覧になってやってください。  
アドレスは↓です。

<http://nishiosr.weblogs.jp/nishio/>

~~~~~

\*\*\*\*\*

#### 年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メール[info@nishio-sr.com](mailto:info@nishio-sr.com)

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

\* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 \*

\*\*\*\*\*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>